

生活保護制度における地域差等について

厚生労働省社会・援護局保護課

- 1 級地制度について 2 p
- 2 冬季加算について 2 3 p
- 3 期末一時扶助について 2 6 p
- 4 住宅扶助について 2 7 p

1 生活保護における級地制度の概要

(1) 生活保護における級地制度の目的

地域差を設けている理由

- ・生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差がみられる実態を踏まえ、最低生活保障の観点から生活保護基準に地域差を設けているものである。

○ 生活保護法 (基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

- ② 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

○ 現行の級地間較差（昭和62年度～）

現行の級地は、1級地－1から3級地－2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している（計22.5%）。

各地域の一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保する見地から、最大地域較差を拡大するとともに、近年のモータリゼーション及び情報伝達手段の発達等による国民の日常生活圏域の拡大傾向を踏まえ、級地区分を細分化し、市町村間の差をよりなだらかにした。具体的には、現行3級地制は維持しつつ、各級地をそれぞれ2区分して6区分とし、最大較差を100対77.5（級地間較差は4.5%等差）と設定。

級地間較差(1級地－1＝100)

	1級地	2級地	3級地
昭和53年4月1日	100. 0	91. 0	82. 0

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2	経過措置
昭和62年4月1日	100. 0	99. 9	91. 0	90. 9	82. 0	81. 9	
昭和63年4月1日	100. 0	99. 0	91. 0	90. 0	82. 0	81. 0	
平成元年4月1日	100. 0	97. 4	91. 0	88. 4	82. 0	79. 4	
平成2年4月1日	100. 0	96. 4	91. 0	87. 4	82. 0	78. 4	
平成3年4月1日	100. 0	95. 65	91. 0	86. 65	82. 0	77. 65	
平成4年4月1日	100. 0	95. 5	91. 0	86. 5	82. 0	77. 5	

○現行の級地指定（昭和62年度～）

各市（区）町村ごとに指定している。

		1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
市町村の例		東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
市町村数 (平成23年4月1日現在)	1,728	58	50	121	79	561	859
被保護世帯数 (平成21年7月1日現在)	1,215,214 (100.0%)	490,625 (40.4%)	191,336 (15.7%)	232,316 (19.1%)	52,893 (4.4%)	158,409 (13.0%)	89,635 (7.4%)

※ 東京都区部は1市として計上している。

(2) 現行級地指定について(昭和62年改定時の級地設定方法)

現行級地指定は、測定した各市町村の消費水準に基づいて、全国的な格差により現行級地の水準に対応させて指定している。ただし、測定した消費水準のみによって指定しているわけではなく、各市町村の総合特性値（都市化度指標、大都市圏指標）、近隣市町村との均衡、各都道府県の意見等を踏まえたものであり、最終的な決定は総合的な判断によって行っている。

中央社会福祉審議会の意見具申(昭和60年12月17日)

国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方についての意見具申(要旨)

1 級地制度のあり方

- (1) 生活保護制度における級地区分は、各地域における生活水準からみた最低生活需要に即応すべく設定されているが、これは各地域の生活様式差及び物価差等による生活水準の差を踏まえ、所在地域別の基準を設定するという基本原則に基づくものであり、現在、市(区)町村を単位に3級地制となっている。今回、級地制度のあり方について、総務庁家計調査をはじめとする各種データを総合的に分析・検討した結果、次のような所見を得た。
- (2) 地域間における一般世帯の生活実態に相当の格差が認められ、これとの均衡を確保するという見地から現行1～3級地の最大格差(18%)は拡大する方向で検討すべきであること。
- (3) また、本来、級地制度による各級地間の保障水準格差は、なだらかであるほど望ましいものであるため、国民の日常生活圏が拡大する傾向にあることから、現行級地区分を細分化し、隣接市(区)町村間で、より実態に則した指定を行う方向で検討すべきであること。
- (4) 級地の指定単位としては、地域の生活水準検討のための各種資料及び地方行政組織の現状から、原則としては現行どおり市(区)町村を単位とせざるを得ないこと。
- (5) 級地制度は極めて地域的な問題でもあるので、その指定について各都道府県・指定都市等地方公共団体の意見を十分聴取する必要があること。
- (6) なお、級地の見直しについては、被保護世帯の生活実態を考慮し、現行保障水準に急激な変化のないよう配慮する必要があること。

級地一覽(平成23年度)

【1級地-1】

都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名		
埼	玉	県	小	平	市	神	奈	川	大	阪	府	門	真	市
川	口	市	日	野	市	横	浜	市	大	阪	市	摂	津	市
さい	たま	市	東	山村	市	川	崎	市	市	市	市	東	大	市
東	京	都	国	分	市	鎌	倉	市	市	中	市	兵	庫	県
区	存	地	福	立	市	藤	沢	市	市	田	市	神	戸	市
八	王	子	猪	江	市	逗	子	市	市	吹	市	尼	崎	市
立	川	市	大	和	市	大	和	市	市	高	市	西	宮	市
武	蔵	野	清	瀬	市	三	浦	市	市	枚	市	芦	屋	市
三	鷹	市	東	留	市	葉	山	郡	市	茨	市	伊	丹	市
府	中	市	多	摩	市	愛	知	市	市	八	市	宝	塚	市
昭	島	市	稲	城	市	名	古	市	市	寝	市	川	西	市
調	布	市	西	東	市	京	都	府	市	屋	市			
町	田	市								大	市			
小	金	井								箕	市			

【1 級地－2】

[illegible]

【2級地－1】

[illegible]

【2級地－2】

都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名			
北	海	道	岐	阜	県	兵	庫	県	福	岡	県	京	都	郡		長	崎	県	
夕張市	岩見沢市	登別市		大多市	瑞穂市	土佐市	各務原市		大直市	牟田市	方塚市	京町	荏原市	都田町		佐世保市	崎保市		
宮	城	県		静	岡	県	奈	良	県			熊	本	県					
塩名市	竜取市	賀城市		三富市	島士市		櫛原市		筑紫市	野日市	紫野市	熊荒市	本尾市						
茨	城	県		愛	知	県	岡	山	県										
日立市	立浦市	古河市		瀬戸市	川崎市	豊田市	東大岩市		三尾市	府中市	大井町								
栃	木	県		北	名	古	屋		坂										
新	潟	県																	
石	川	県		三	重	県	山	口	県										
小松市				松桑市	阪名市		宇部市	防府市	岩周市										
長	野	県																	
上岡	田谷	市																	
諏	訪																		

【3級地－1】

都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名			
北	海	道		天	塩	郡	岩	手	県	東	根	市	太	田	市	岩	手	県	
北見市	網走市	留根市		天塩市	塩谷市	延岡市		宮古市	古渡市	東尾市	花陽市	市	太沼市	田林市	市	岩手市	手市		
稚内市	美唄市	赤松市		宗谷市	枝幸市	浜別市		北久遠市	上野市	福会市	津山市	松本市	藤富市	岡岡市	市	岩手市	手市		
紋別市	士別市	名寄市		網走市	美里市	斜里市		陸前市	高田市	白河市	いわき市	市	草津市	津市	市	岩手市	手市		
三根市	滝室市	川内市		斜里市	清里市	別荘市		奥岩滝市	戸手市	須賀市	賀方市	市	利根市	津市	市	岩手市	手市		
歌志内市	深良市	伊達市		紋別市	遠上市	滝部市		石巻市	巻沼市	石巻市	岡崎市	市	行田市	父能市	市	岩手市	手市		
北斗市	亀田市	七飯市		沙流市	日高市	浦河市		大崎市	崎田市	常陸市	茨城市	市	東松山市	生谷市	市	岩手市	手市		
山形市	長万部市	檜山市		河内市	東更市	河内市		大柴市	河原市	鹿谷市	嶋谷市	市	深谷市	喜本市	市	岩手市	手市		
江刺市	田子市	極楽市		芽室市	札内市	足寄市		黒川市	富谷市	稲敷市	東海市	郡	幸手市	鶴島市	市	岩手市	手市		
岩手市	内子市	余市市		陸奥市	別路市	川上市		能代市	代手市	横手市	木野市	市	入間市	呂山町	市	岩手市	手市		
余市市	余市市	余市市		標中市	津標市	目黒市		大由利市	本仙市	湯沢市	日光市	市	比企市	嵐山町	市	岩手市	手市		
上野市	鷹栖市	東川市		日新市	ひだか市	青森市		山形市	米沢市	新庄市	河内市	市	下都賀市	葛飾市	市	岩手市	手市		
新井市	得志市	弘前市		弘前市	八戸市	黒石市		新寒上市	河内市	下都賀市	下都賀市	市	下都賀市	葛飾市	市	岩手市	手市		
中川市	音威子別市	中川市		中川市	音威子別市	中川市		中川市	音威子別市	中川市	音威子別市	市	中川市	音威子別市	市	岩手市	手市		

【3級地－1】（続き）

都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名			
千	葉	県		見	附	市		大	野	市		木	曾	町	愛	知	県		
銚	子	市		村	上	市		勝	山	市		壇	科	郡	半	田	市		
館	山	市		燕	魚	市		鱈	江	市		坂	城	町	津	島	市		
木	更	市		糸		市		あ	わ	市		高	井	郡	碧	南	市		
茂	津	市		五	泉	市		越	前	市		小	施	郡	西	尾	市		
成	原	市		上	越	市		坂	井	市				町	蒲	郡	市		
東	田	市		佐	渡	市		吉	田	市				郡	犬	山	市		
旭	金	市		魚	沼	市		永	平	市				郡	常	滑	市		
勝	浦	市		妙	高	市		南	条	市				町	江	南	市		
鴨	川	市		南	沼	市		南	越	市				郡	小	牧	市		
君	津	市		湯	沢	市		丹	生	市				町	稻	沢	市		
富	津	市		刈	羽	市			前	市				郡	新	城	市		
袖	浦	市		刈	羽	市				市				町	知	多	市		
白	井	市				市				市				町	高	浜	市		
匣	瓊	市		魚	津	市				市				町	田	原	市		
香	々	市		水	見	市				市				町	愛	西	市		
印	井	市		滑	川	市				市				町	弥	富	市		
	井	市		黒	部	市				市				町	み	ま	市		
	井	市		砥	波	市				市				町	あ	知	市		
	井	市		小	部	市				市				町	東	郷	市		
	井	市		南	砥	市				市				町	長	井	市		
	井	市		射	水	市				市				町	春	手	市		
	井	市		新	礪	市				市				町	豊	山	市		
	井	市		舟	新	市				市				町	丹	羽	市		
	井	市		上	川	市				市				町	大	口	市		
	井	市		立	橋	市				市				町	扶	桑	市		
	井	市		入	山	市				市				町	海	部	市		
	井	市		朝	善	市				市				町	大	治	市		
	井	市			日	市				市				町	蟹	江	市		
	井	市				市				市				町	飛	島	市		
	井	市				市				市				町	知	多	市		
	井	市				市				市				町	阿	比	市		
	井	市				市				市				町	東	浦	市		
	井	市				市													

【3級地－1】（続き）

[illegible]

【3級地－1】（続き）

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
鹿 児 島 県				
出 水 市				
伊 佐 市				
指 宿 市				
西 之 表 市				
垂 水 市				
薩 摩 川 内 市				
日 置 市				
いち き 串 木 野 市				
霧 島 市				
南 さ つ ま 市				
奄 美 市				
始 良 市				
沖 縄 県				
宜 野 湾 市				
石 垣 市				
浦 添 市				
名 護 市				
糸 満 市				
沖 縄 市				
う る ま 市				
宮 古 島 市				

【3級地－2】
上記に掲げた以外の市町村

(3) 平成19年生活扶助基準に関する検討会時の級地間格差の検証方法

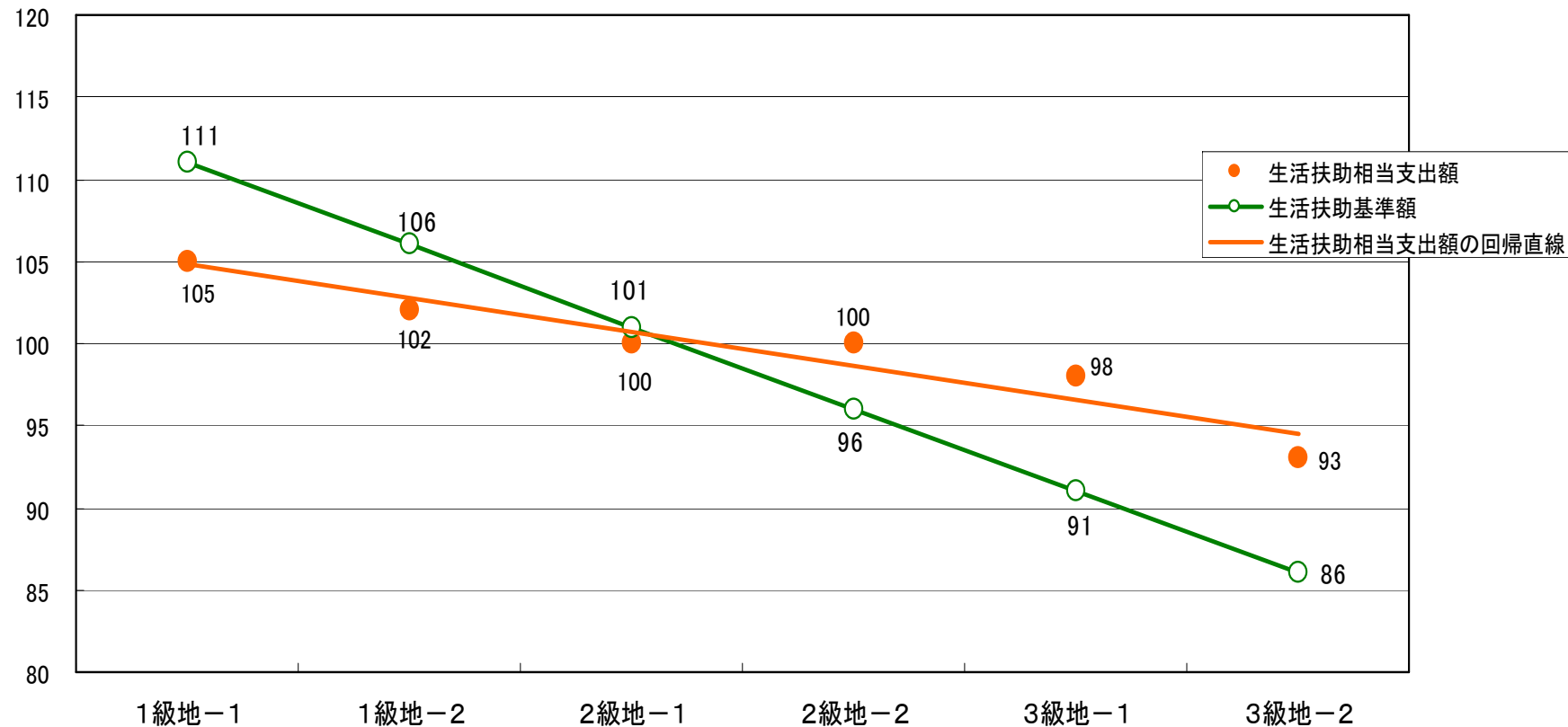
○ 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較

生活扶助基準額の地域差は、一般世帯の生活扶助相当支出額の地域差よりも大きくなっている。

① 2人以上全世帯(1人あたり)、全収入階級

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

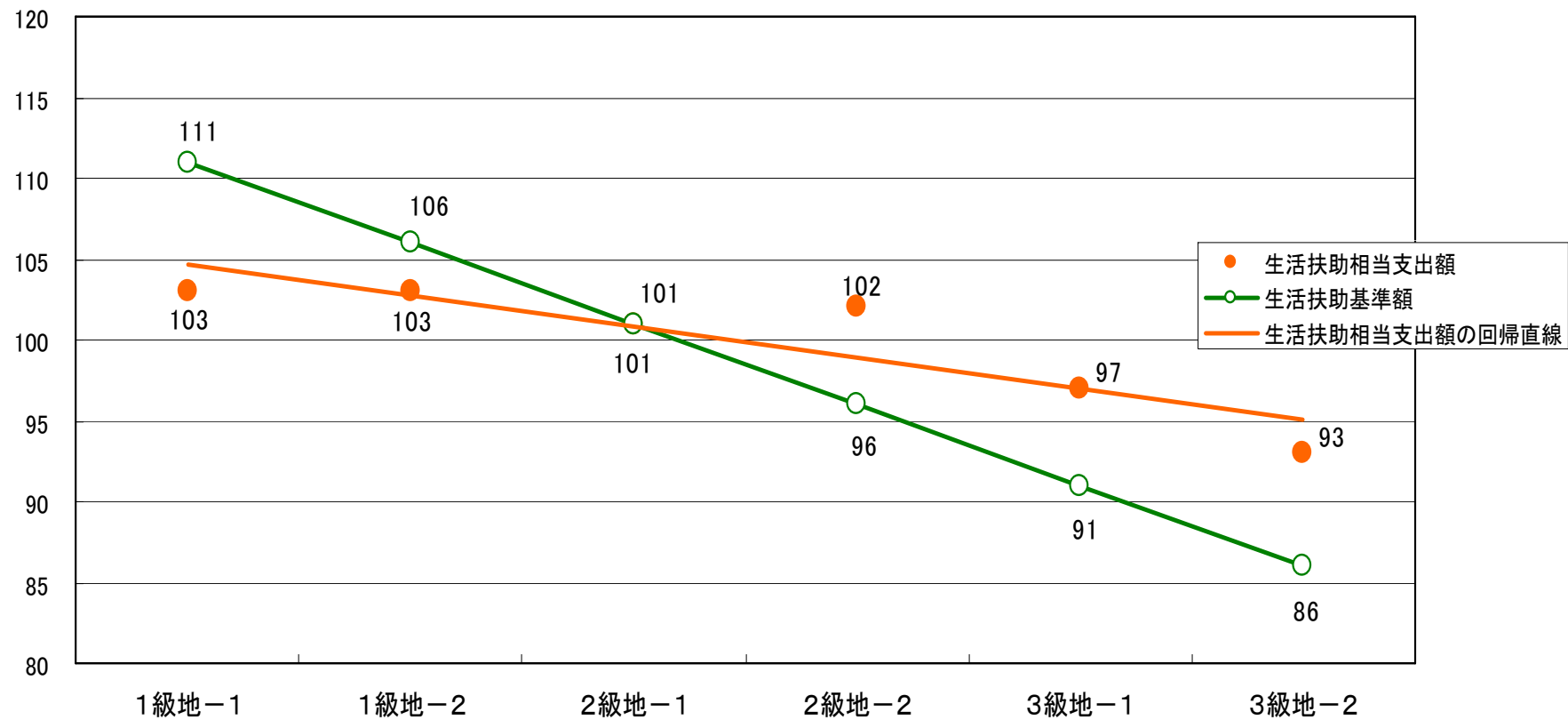
注1) 1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2) 生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

②2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1～3・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

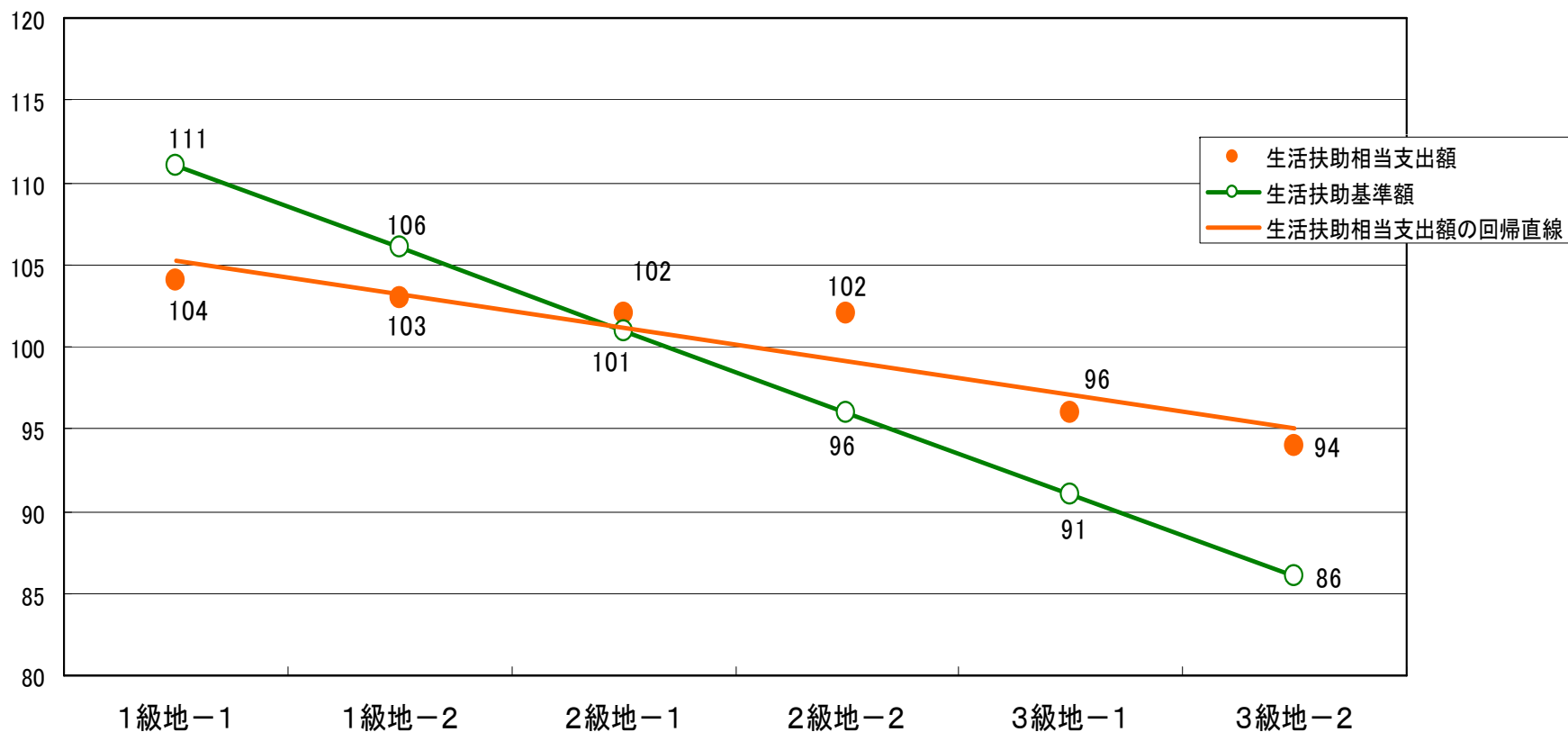
注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

③2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料: 全国消費実態調査特別集計(平成16年)

注1) 1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2) 生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウェイトで加重平均して算出した。

○ 単身世帯における消費実態の地域差について

単身世帯(60歳以上)と夫婦子1人世帯の比較

単身世帯(60歳以上)と夫婦子1人世帯について、生活扶助相当支出に占める品目分類の構成割合を比較すると、大きな差はみられないが、単身世帯の方が構成割合の大きい品目であり、かつ、構成割合の約半分を占める食料及び光熱・水道の地域差の推移をみると(P17)、地域差が縮小する傾向にあることから、単身世帯においても2人以上世帯と同様に、地域差は縮小しているのではないかと推察される。

生活扶助相当支出に占める品目分類の構成割合

○ 第1・十分位

	単身(60歳以上)	夫婦子1人
生活扶助相当支出計	100.0%	100.0%
食料	36.0%	30.0%
住居	1.7%	0.1%
光熱・水道	13.7%	9.8%
家具・家事用品	4.3%	4.1%
被服及び履物	3.4%	6.0%
保健医療	2.2%	2.7%
交通・通信	8.0%	11.8%
教育	0.0%	0.5%
教養娯楽	9.2%	10.3%
その他の消費支出	21.3%	24.6%

○ 第1・五分位

	単身(60歳以上)	夫婦子1人
生活扶助相当支出計	100.0%	100.0%
食料	34.5%	30.3%
住居	0.8%	0.1%
光熱・水道	12.5%	9.7%
家具・家事用品	4.5%	4.2%
被服及び履物	3.8%	5.7%
保健医療	2.9%	2.6%
交通・通信	8.2%	10.9%
教育	0.0%	0.5%
教養娯楽	10.9%	10.6%
その他の消費支出	21.9%	25.4%

資料:全国消費実態調査特別集計(平成16年)

(参考)一般世帯における消費支出額の地域差の推移

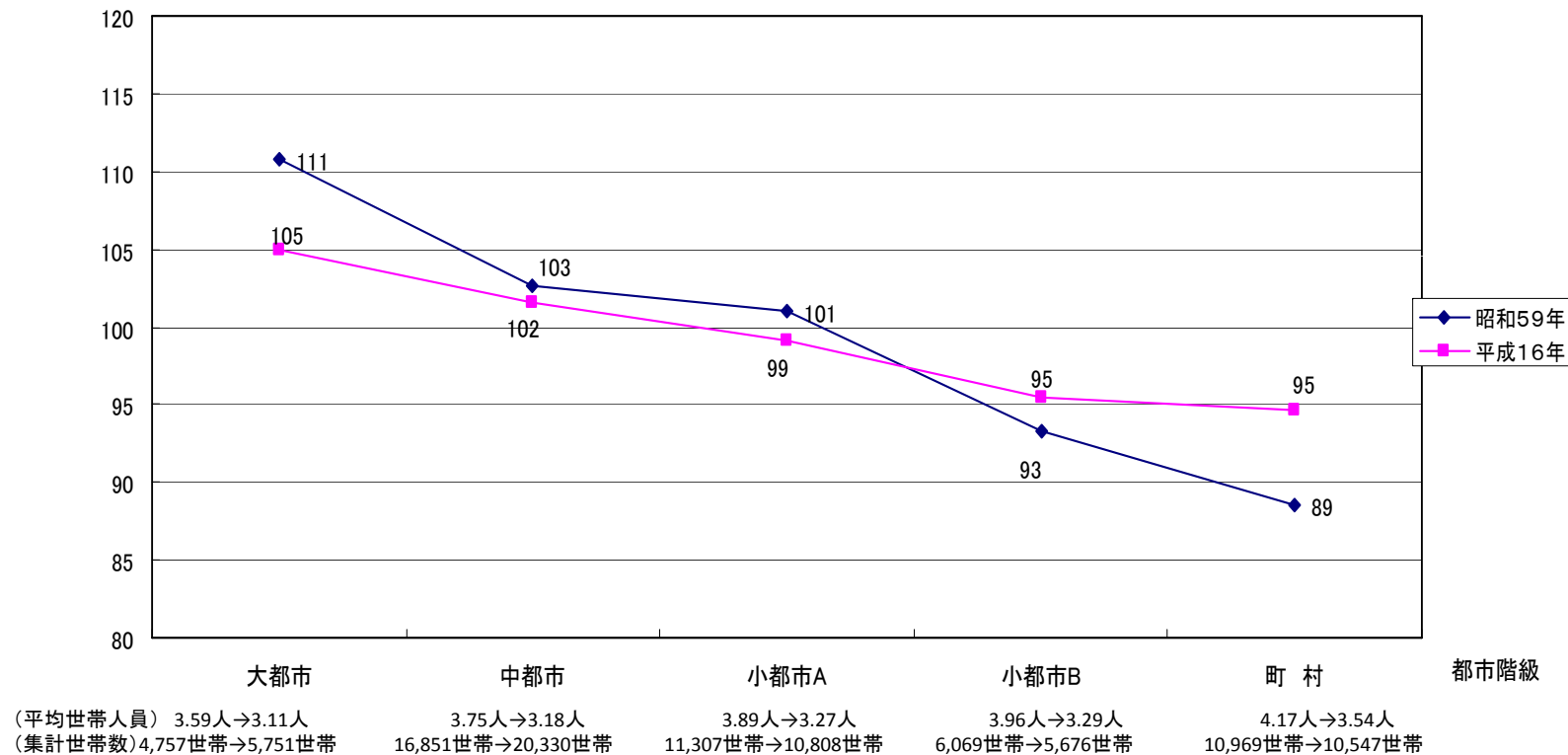
一般世帯における都市階級別1人あたり消費支出額等の推移(2人以上全世帯の昭和59年と平成16年の比較)

一般世帯における消費支出額及び生活扶助相当支出額の地域差は共に縮小する傾向

①消費支出額

1人あたり消費支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)

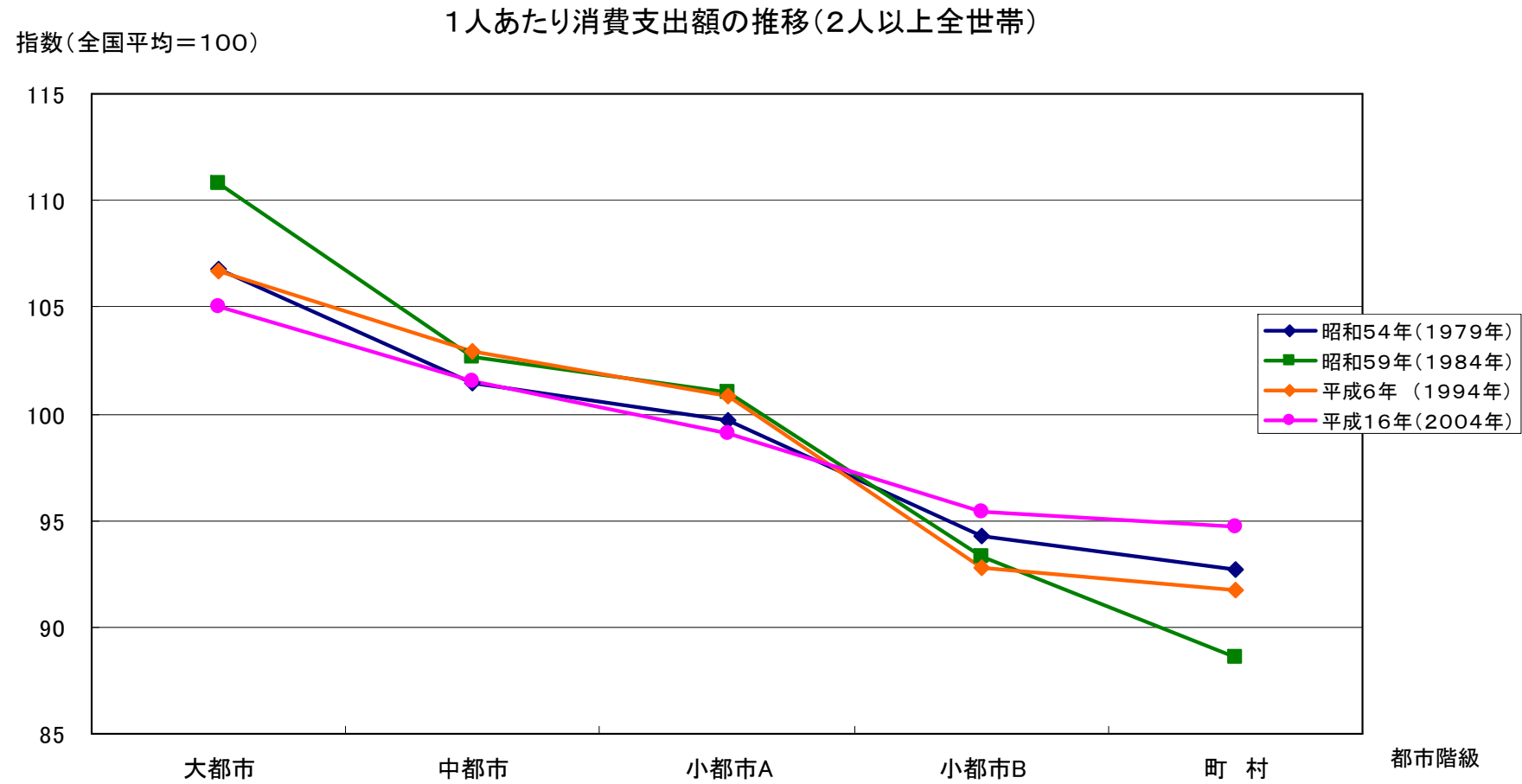


資料:全国消費実態調査

注1)都市階級 大都市:政令指定都市及び東京都区部、中都市:人口15万以上100万未満の市(大都市除く)、小都市A:人口5万以上15万未満の市、小都市B:人口5万未満の市

注2)1人あたり消費支出額は「1世帯あたりの消費支出額」÷「平均世帯人員の平方根」により算出した。

前ページに中間年等を追加したもの



消費支出額

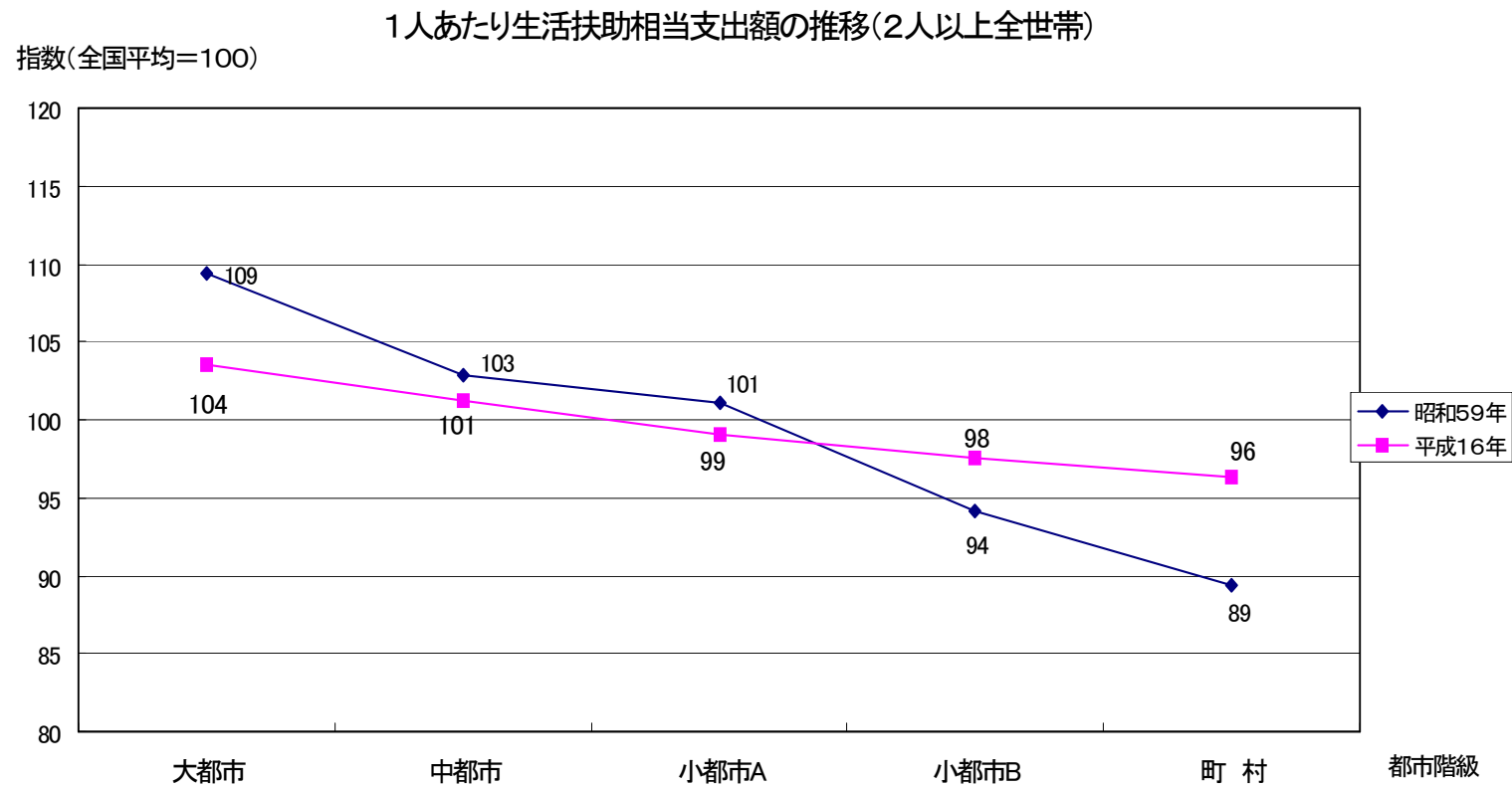
	各年の全国平均を100とした指数					10年前の指数との差(※)				
	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村
昭和54年	106.8	101.4	99.7	94.3	92.7	—	—	—	—	—
昭和59年	110.8	102.7	101.0	93.3	88.6	4.0	1.3	1.3	-1.0	-4.1
平成6年	106.7	102.9	100.8	92.8	91.7	-4.1	0.2	-0.2	-0.5	3.1
平成16年	105.0	101.5	99.1	95.4	94.7	-1.7	-1.4	-1.7	2.6	3.0

※昭和59年は昭和54年との差

資料: 全国消費実態調査

注) 1人あたりの消費支出額は「1世帯あたりの消費支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

②生活扶助相当支出額



資料:全国消費実態調査

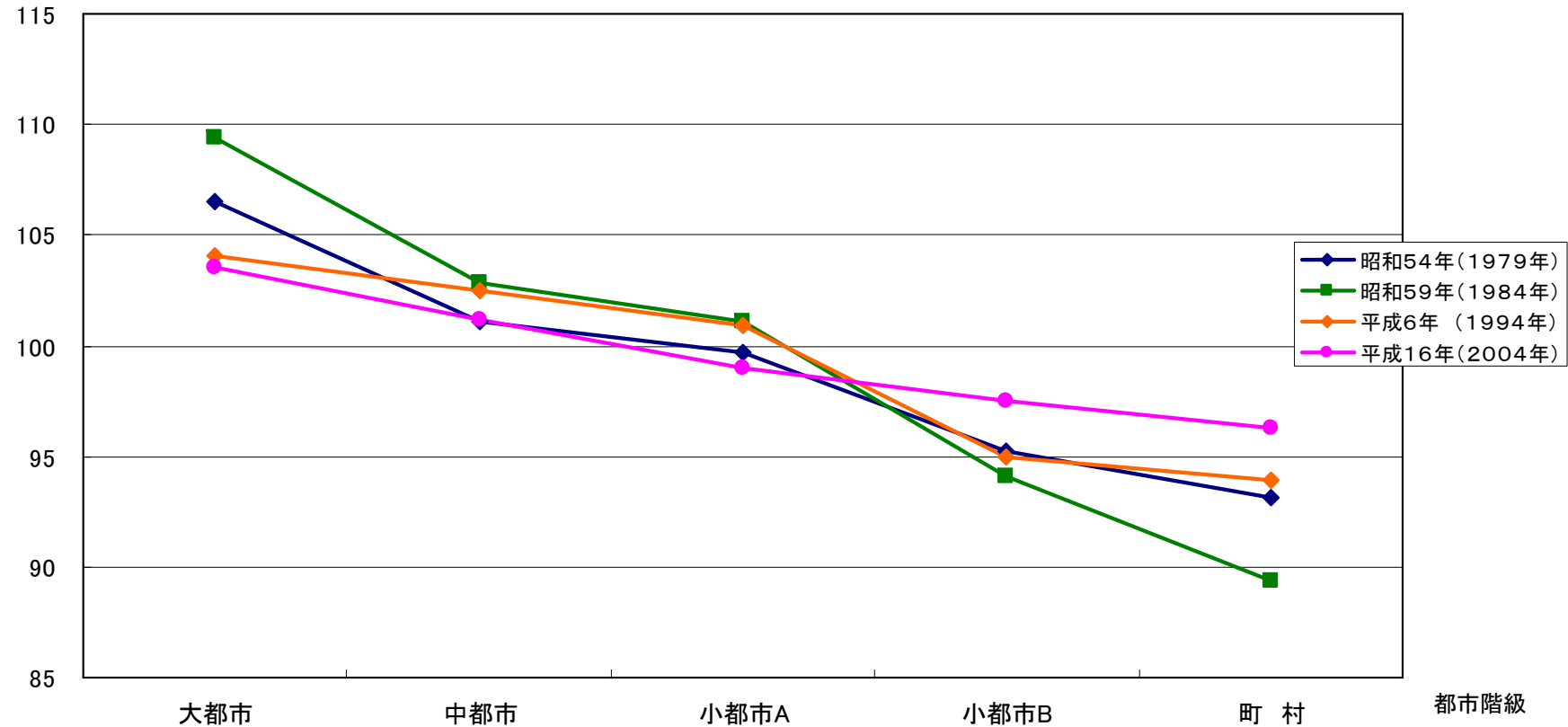
注1)生活扶助相当支出額は消費支出額－(家賃地代＋保健医療＋自動車等関係費＋教育)で算出した。

注2)1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

前ページに中間年等を追加したもの

1人あたり生活扶助相当支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



生活扶助相当支出額

	各年の全国平均を100とした指数					10年前の指数との差(※)				
	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町 村
昭和54年	106.5	101.1	99.7	95.2	93.1	—	—	—	—	—
昭和59年	109.4	102.8	101.1	94.1	89.4	2.9	1.7	1.4	-1.1	-3.7
平成6年	104.1	102.5	100.9	95.0	93.9	-5.3	-0.3	-0.2	0.9	4.5
平成16年	103.5	101.2	99.0	97.5	96.3	-0.6	-1.3	-1.9	2.5	2.4

※昭和59年は昭和54年との差

資料: 全国消費実態調査

注1) 生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

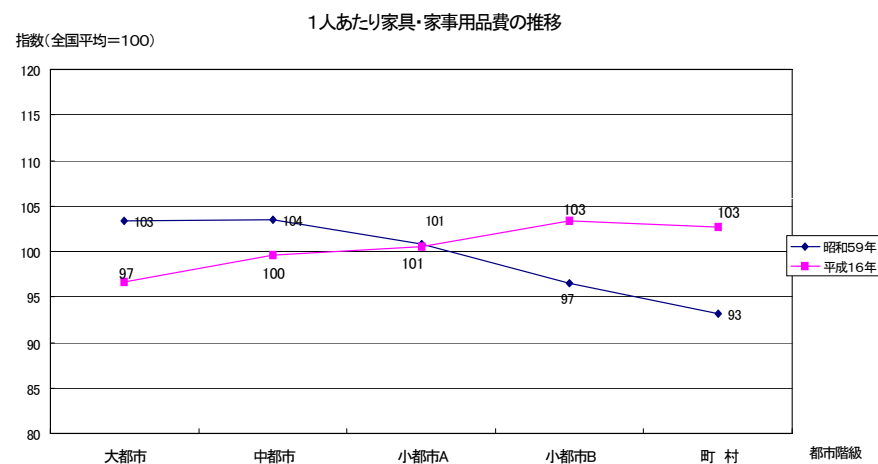
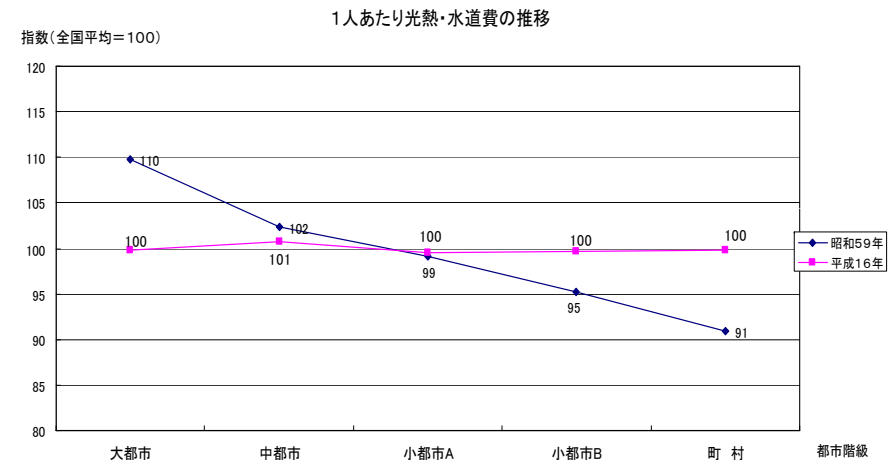
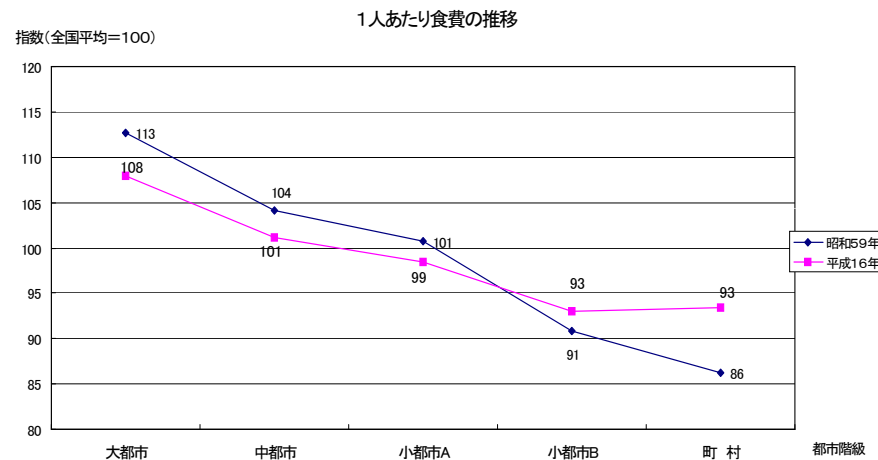
注2) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

③費目別消費支出額の地域差の推移

地域差が縮小する傾向にある費目 → 食費、光熱・水道費、家具・家事用品費

地域差に大きな変化が認められない費目 → 被服及び履物費、交通・通信費、教養娯楽費

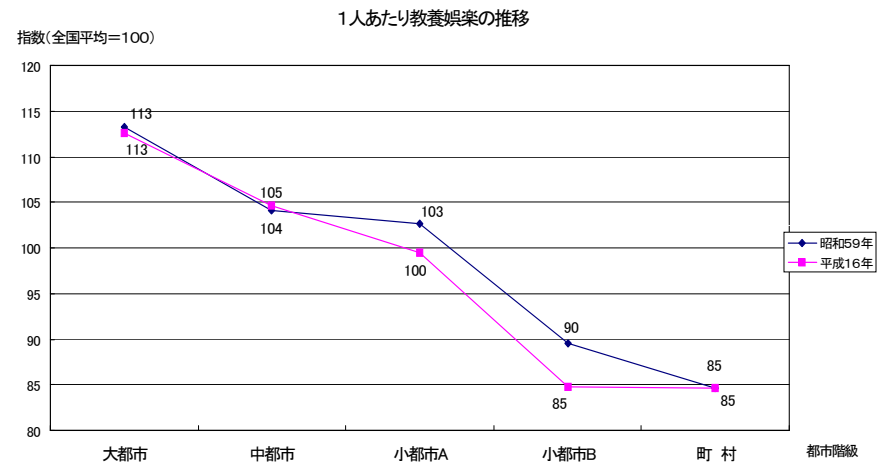
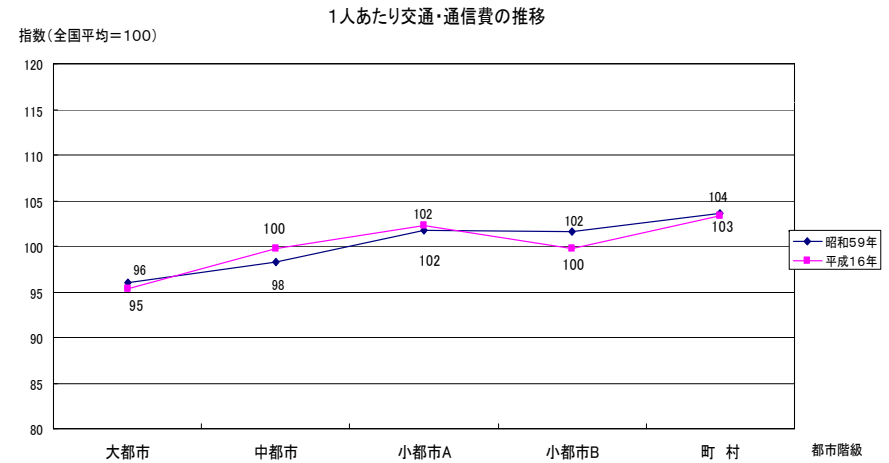
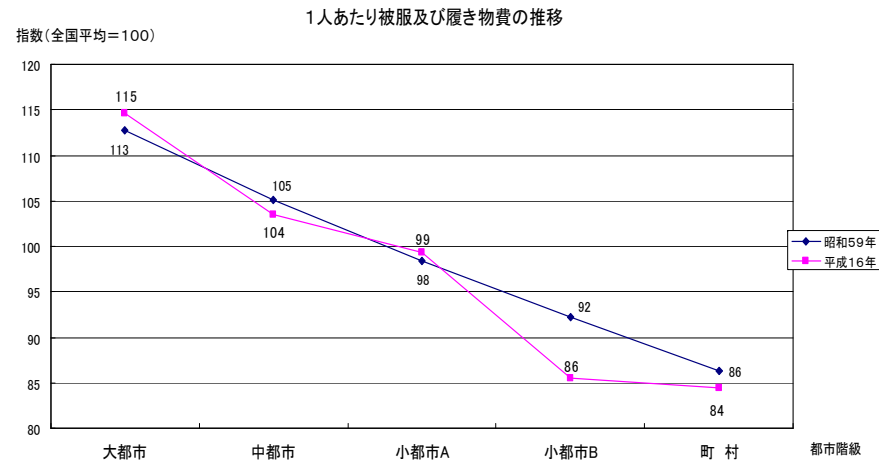
○地域差が縮小する傾向にある費目



資料: 全国消費実態調査

注) 1人あたりの費目別支出額は「1世帯あたりの費目別支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

○地域差に大きな変化の認められない費目



資料: 全国消費実態調査

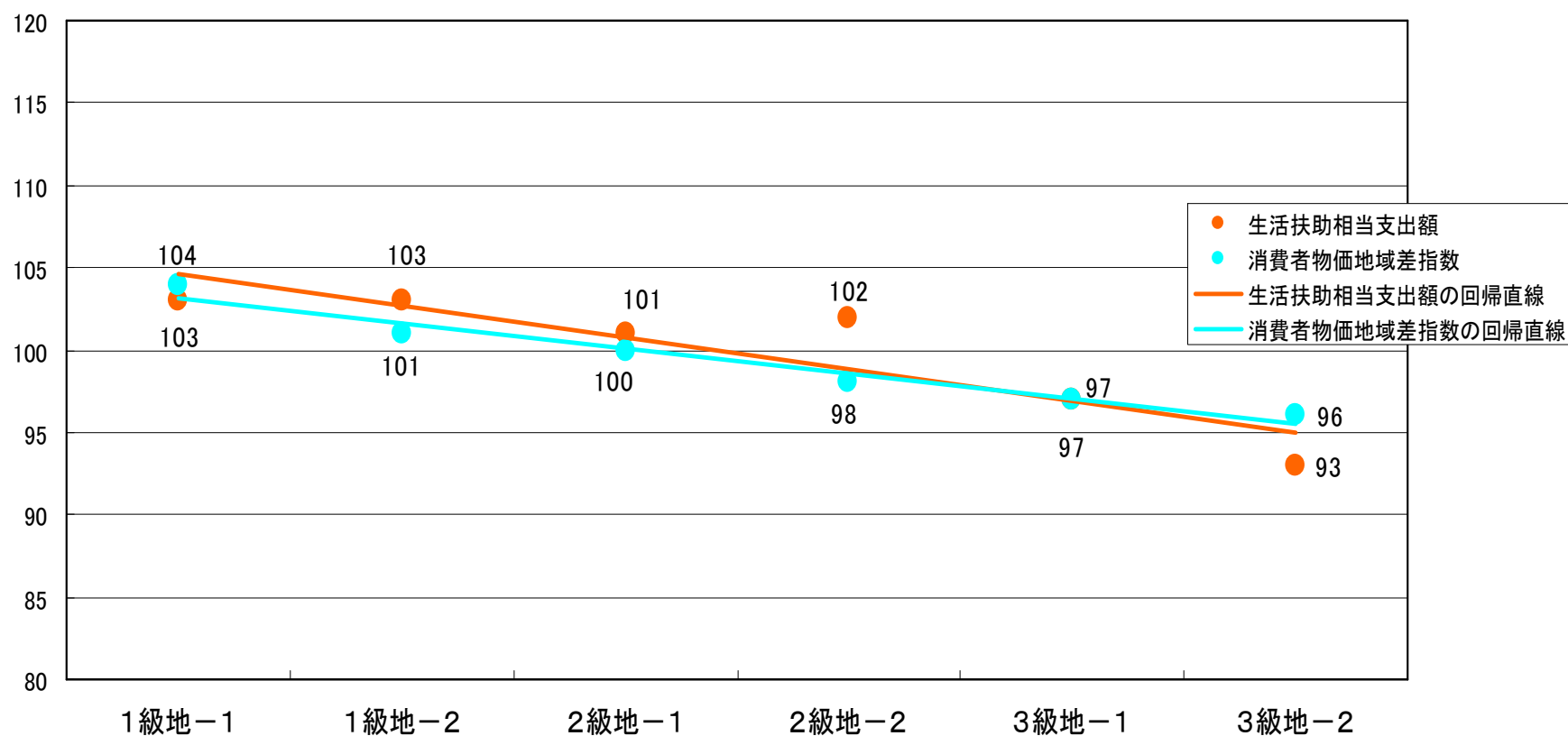
注) 1人あたりの費目別支出額は「1世帯あたりの費目別支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差の比較

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差はほぼ同様となっている。

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計、平成14年全国物価統計調査

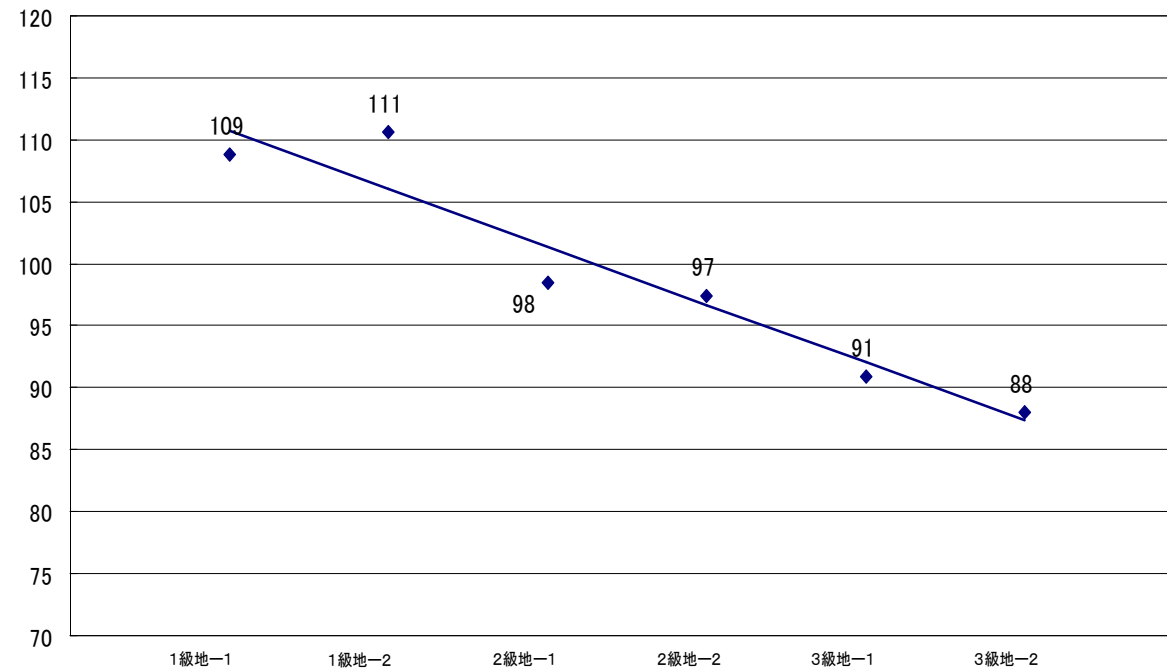
注1)一般世帯の生活扶助相当支出額は、2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1~3・五分位におけるデータである。

注2)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)被保護世帯における消費実態の地域差について

1人あたり生活扶助相当支出額(2人以上世帯)

指数(全国平均=100)



資料: 社会保障生計調査(家計簿)

注1) 平成14～16年の平均値である。

注2) 生活扶助相当支出額は消費支出額－(住居＋保健医療＋教育)で算出した。

注3) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

生活扶助基準に関する検討会 報告書(抜粋)(平成19年11月30日)

(4) 生活扶助基準の地域差

① 基本的な考え方

- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。
- 前回の報告書において、「一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められ」、「今後詳細なデータによる検証」を実施する必要があるとされたことから、今回、改めて消費実態について評価・検証を実施した。

② 消費実態との比較による評価・検証

- 現行の級地制度における地域差を設定した当時(昭和59(1984)年)の消費実態と、直近(平成16(2006)年)の消費実態を比較すると、地域差が縮小している傾向がみられる。
- 世帯類型、年齢階層などで実際の生活様式は異なるとしても、平均的には、現行の地域差を設定した当時と比較して、地域間の消費水準の差は縮小してきているといえる。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書(抜粋)(平成16年12月15日)

3 級地

現行級地制度については昭和62年度から最大格差22.5%、6区分制とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められたところである。このため、市町村合併の動向にも配慮しつつ、さらに今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要である。

(4)市町村合併等に伴う級地区分の取り扱いについて

○生活保護法による保護の基準の級地区分の取扱い等について(抜粋)

(昭和41年5月18日付保第160号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

- 1 市町村の合体、編入又は境界変更により異なる級地の地域が、同一の市町村の区域に属することとなる場合は、当該市町村の全部の区域について、合体、編入又は境界変更が行なわれた日の属する月の翌月(合体等の日が月の初日であるときは当該月)から最も高い級地区分を適用すること。ただし、当該市町村の区域に新たに属することとなる地域のうちに、人が居住しない地域があるときは、当該人が居住しない地域以外の地域のうち最も高い級地区分を適用すること。
- 2 前記1の場合で、最も高い級地区分の地域に、居住する被保護世帯がないか又はきわめて少数である等の理由により、前記1の取扱いによることが適当でないと認められる市町村については、当該市町村を管轄する都道府県知事は、事前に厚生大臣に級地区分の指定を求めること。
- 3 市町村の分割若しくは分立が行なわれた場合、市を町村とし、町を村とし、村を町とする処分が行なわれた場合又は市町村の名称変更が行なわれた場合は、いずれも当該地域については従前の級地区分を適用すること。

○ 級地別市町村数の推移

	総数	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
平成19年4月1日	1,805	58	50	121	79	575	922
平成20年4月1日	1,789	58	50	121	79	573	908
平成21年4月1日	1,778	58	50	121	79	571	899
平成22年4月1日	1,731	58	50	121	79	561	862
平成23年4月1日	1,728	58	50	121	79	561	859

※ 東京都区部は1市として計上している。

○ 級地変更の例

平成17年4月1日 京北町（3級地－1） → 京都市（1級地－1）に編入

平成22年3月31日 江迎町、鹿町町（3級地－2） → 佐世保市（2級地－2）に編入

2 冬季加算について

冬季において増加する光熱費や被服費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の5ヶ月間、生活扶助基準に上乗せして支給するもの。(昭和26年創設)

1. 冬季加算額

冬季加算地区区分(Ⅰ区～Ⅵ区)、世帯人員、級地別に設定。

平成23年度基準額(2級地－Ⅰの場合)

単位:月額・円

		1人	2人	3人	4人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額
地区別冬季 加 算 額 (11月から 3月まで)	Ⅰ区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	Ⅱ区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	Ⅲ区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	Ⅳ区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	Ⅴ区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	Ⅵ区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

2. 冬季加算の地区区分

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

平均気温(年間最低月)や平均最深積雪量等を基準に設定(昭和41年度以降変更はなし)

3. 現行の冬季加算の設定

(1) I 区～Ⅵ区の基準額

① 昭和40年～44年

a) I 区の冬季加算額

国家公務員の寒冷地手当の額に準じて設定

算定式

$$\left(\text{生活扶助基準額(電燈料、水道料の実費分は除く)} + \text{住宅扶助基準額} \right) \times 0.85 \times 1/5$$

(※1) (※2)

※1 国家公務員寒冷地手当の支給率(当時、寒冷地手当は俸給と扶養手当の合計額に0.85を乗じた額を年間の支給額としていた。)

※2 寒冷地手当は年額だったため、1ヶ月平均にするため1/5を乗じている。

b) II 区～Ⅴ区の冬季加算額

I 区の額を国家公務員寒冷地手当の区間較差を参考として展開

c) Ⅵ区の冬季加算額

夏季と冬季の光熱費の差額で設定

② 昭和45年～48年

○ I 区～Ⅴ区については前年度基準額に生活扶助基準改定率を乗じることにより設定

○ Ⅵ区については夏季と冬季の光熱費の差額で設定

③ 昭和49年～現在

各区ともに前年度基準額に生活扶助基準改定率を乗じることにより設定

(2) 世帯人員別指数

○ 家計調査(昭和52～54年)による勤労者世帯(年間収入第1・五分位)の世帯人員別の消費支出額を基礎として設定。

昭和61年に標準4人世帯から標準3人世帯となり、平成23年度基準額における世帯人員別指数は以下のとおり。

1人	2人	3人	4人	5人
64.7	83.8	100.0	113.4	117.8

(3) 級地間較差

○ 1級地－1～3級地－2の6区分を4.5%等差で設定

⇒ 冬季における特別な需要は、何が、どの期間に生じているか。

⇒ 冬季加算の地区区分は実態と合っているか。

3 期末一時扶助について

年末年始における食費、被服費、家具什器等の一時的な特別な生活需要(もち代等の越年資金)に対応すべく12月に算定。

期末一時扶助の額(居宅、1級地-1)

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
14,180円	28,360円	42,540円	56,720円	70,900円	85,080円

← 世帯人員 × 14,180円

○設定経緯

昭和35年 期末一時扶助の創設

→ 年末における家計費の増大、さらには一般国民の生活習慣等を勘案して創設
マーケットバスケット方式により算定

バスケットの中身

昭和35年	もち米代、もちつき代
昭和36年	もち米代、もちつき代、みかん、靴下、カルタ 等

昭和38年

昭和39年

社会保障生計調査における低所得階層の4人世帯について11月と12月の消費支出を比較し、12月に著しく増加する費目(※)で最低生活の内容として容認されるものについて算定

(※)米類、副食品、嗜好品、家具什器、光熱費、その他の衣料、交際費、その他の雑貨

昭和48年～

生活扶助基準改定率で改定

⇒ 年末年始においてどのような特別需要があるか。それにはスケールメリットを考慮するべきか。

4 住宅扶助について

1. 住宅扶助の概要

住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。

(1) 基準額

級地別 \ 区 分	家賃、間代、地代等の額 (月額) ※	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1 級 地 及 び 2 級 地	13,000円以内	118,000円以内
3 級 地	8,000円以内	

※ 当初は被保護者の実態家賃を参考に改定していたが、実態上は都道府県別の特別基準が機能している。

(2) 特別基準額

家賃、間代、地代等については、当該費用が上記の額を超えるときは、都道府県、指定都市、中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額(限度額)の範囲内の額とする。(29頁参照)

ただし、限度額によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定することができる。

複数人世帯等の特別基準	= 限度額 × 1.3
7人以上世帯の特別基準	= 限度額 × 1.3 × 1.2

○ 特別基準額の見直しについて

現行の住宅扶助基準額に「家賃物価指数(家賃CPI)」(持家の帰属家賃を除く家賃物価指数)の伸びを乗じて得た額を改定額とし、原則これに基づいて改定を行う。

(3) その他

○敷金・礼金等

被保護者が、病院・施設から退院・退所するに際して帰住する住居がない場合や、退職等により社宅から転居する場合など、転居に際して敷金や礼金、火災保険料等を必要とする場合は、上記(2)に定める額の3倍の範囲内で認定することができる。

○契約更新料等

被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料や更新手数料、火災保険料等を必要とする場合は、上記(2)に定める額の範囲内で必要な額を認定することができる。

(4) 住宅維持費

被保護者が、現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修等をする場合に給付する。

(参考)

○住宅の状況別被保護世帯数

(単位:世帯数)

	総世帯	借家・借間 以外の世帯	借家・借間世帯								
				①: 公営住宅等				②: ①以外の世帯			
				1人世帯	2～6世帯	7人以上 世帯			1人世帯	2～6世帯	7人以上 世帯
実 数	1,215,214	214,723	1,000,491	208,892	130,854	77,503	535	791,599	603,348	187,122	1,129
構成割合	100.0%	17.7%	82.3%	17.2%	10.8%	6.4%	0.04%	65.1%	49.6%	15.4%	0.1%

※被保護者全国一斉調査(基礎調査)(平成21年7月1日現在)

※「公営住宅等」とは、公営住宅のほかに、公的機関が住宅に困窮する低所得者向けに低廉な家賃で住宅を供給するもの

(例: 地方公共団体が低所得者向けに一般の民間アパート等を借り上げて貸与する住宅、改良住宅、雇用促進事業団及び雇用・能力開発機構が設置した身体障害者向け住宅)

⇒ 基準額は被保護世帯や地域の実態に見合ったものとなっているか。

2. 住宅扶助特別基準額(平成23年度)

	1、2級地			3級地		
	限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2～6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)	限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2～6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)
1北海道	29,000	37,000	45,000	24,000	31,000	38,000
2青森県	-	-	-	23,100	31,000	37,000
3岩手県	-	-	-	25,000	33,000	39,000
4宮城県	35,000	45,100	55,000	28,000	37,000	45,000
5秋田県	-	-	-	28,000	37,000	45,000
6山形県	31,000	40,000	48,000	28,000	37,000	45,000
7福島県	31,000	41,000	49,000	29,000	38,000	45,000
8茨城県	35,400	46,000	55,000	35,400	46,000	55,200
9栃木県	32,000	41,800	50,000	32,200	41,800	50,200
10群馬県	34,200	44,500	53,400	30,700	39,900	47,900
11埼玉県	47,700	62,000	74,400	41,500	53,900	64,700
12千葉県	46,000	59,800	71,800	37,200	48,400	58,100
13東京都	53,700	69,800	83,800	40,900	53,200	63,800
14神奈川県	46,000	59,800	71,800	43,000	56,000	67,000
15新潟県	31,800	41,000	49,700	28,000	36,400	43,700
16富山県	30,000	39,000	47,000	21,300	27,700	33,200
17石川県	33,100	43,000	52,000	31,000	40,100	48,100
18福井県	32,000	41,000	49,000	24,600	32,000	38,400
19山梨県	28,400	36,900	44,300	28,400	36,900	44,300
20長野県	37,600	48,900	58,700	31,800	41,300	49,600
21岐阜県	32,200	41,800	50,200	29,000	37,700	45,200
22静岡県	37,000	48,000	58,000	37,200	48,300	58,000
23愛知県	37,000	48,100	58,000	36,000	46,600	56,000
24三重県	35,200	45,800	55,000	33,400	43,400	52,100
25滋賀県	41,000	53,000	63,000	39,000	50,700	60,800
26京都府	41,000	53,000	64,000	38,200	49,700	59,600
27大阪府	42,000	55,000	66,000	30,800	40,000	48,000
28兵庫県	42,500	55,300	66,400	32,300	42,000	50,400
29奈良県	40,000	52,000	63,000	35,700	46,000	55,000
30和歌山県	-	-	-	29,800	38,800	46,600
31鳥取県	36,000	46,000	56,000	34,000	44,000	53,000
32島根県	35,000	46,000	55,000	28,200	37,000	44,000
33岡山県	34,800	45,000	54,000	30,000	40,000	48,000
34広島県	35,000	46,000	55,000	33,000	43,000	52,000
35山口県	31,000	40,000	48,000	28,200	37,000	45,000
36徳島県	29,000	38,000	45,000	28,000	36,000	43,000
37香川県	-	-	-	33,000	43,000	52,000
38愛媛県	-	-	-	27,000	35,000	42,000
39高知県	-	-	-	26,000	34,000	41,000
40福岡県	32,000	41,100	49,300	26,500	34,400	41,300
41佐賀県	30,300	39,400	47,300	28,200	37,000	44,000
42長崎県	29,000	37,600	45,000	28,000	36,400	44,000
43熊本県	30,200	39,200	47,000	26,200	34,100	41,000
44大分県	27,500	35,700	42,800	26,600	34,600	42,000
45宮崎県	-	-	-	23,000	29,700	36,000
46鹿児島県	-	-	-	24,200	31,500	38,000
47沖縄県	32,000	41,800	50,000	30,800	40,000	48,000

	1、2級地			3級地		
	限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2～6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)	限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2～6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)
48札幌市	36,000	46,000	56,000	-	-	-
49仙台市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
50さいたま市	47,700	62,000	74,400	-	-	-
51千葉市	45,000	59,000	71,000	-	-	-
52横浜市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
53川崎市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
54相模原市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
55新潟市	35,500	46,200	55,400	-	-	-
56静岡市	39,900	51,900	62,000	-	-	-
57浜松市	37,700	49,000	59,000	-	-	-
58名古屋	35,800	46,600	56,000	-	-	-
59京都市	42,500	55,000	66,000	-	-	-
60大阪市	42,000	54,000	64,000	-	-	-
61堺市	40,000	52,000	62,000	-	-	-
62神戸市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
63岡山市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
64広島市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
65北九州市	31,500	40,900	49,000	-	-	-
66福岡市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
67旭川市	28,000	36,000	44,000	-	-	-
68函館市	29,000	37,000	45,000	-	-	-
69青森市	31,000	40,300	48,000	-	-	-
70盛岡市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
71秋田市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
72郡山市	-	-	-	30,000	39,000	47,000
73いわき市	-	-	-	30,000	40,000	48,000
74宇都宮市	38,100	49,500	59,400	-	-	-
75高崎市	34,200	44,500	53,400	-	-	-
76前橋市	34,200	44,500	53,400	-	-	-
77川越市	47,000	61,000	73,000	-	-	-
78船橋市	46,000	59,800	71,000	-	-	-
79柏市	45,000	59,000	71,000	-	-	-
80横須賀市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
81富山市	30,800	40,000	48,000	-	-	-
82金沢市	34,000	44,000	53,000	-	-	-
83長野市	37,600	48,900	58,700	-	-	-
84岐阜市	32,000	41,600	50,000	-	-	-
85豊橋市	38,000	49,000	59,000	-	-	-
86豊田市	37,400	48,600	58,300	-	-	-
87岡崎市	37,000	48,000	57,000	-	-	-
88大津市	41,000	53,000	63,000	-	-	-
89高槻市	42,000	54,000	65,000	-	-	-
90東大阪市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
91姫路市	40,000	51,000	62,000	-	-	-
92西宮市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
93尼崎市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
94奈良市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
95和歌山市	35,000	45,000	54,000	-	-	-
96倉敷市	35,000	46,000	55,000	-	-	-
97福山市	35,100	46,000	55,000	-	-	-
98下関市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
99高松市	41,000	53,000	64,000	-	-	-
100松山市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
101高知市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
102久留米市	32,000	41,100	49,300	-	-	-
103長崎市	30,000	39,000	47,000	-	-	-
104熊本市	31,100	40,400	49,000	-	-	-
105大分市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
106宮崎市	29,500	38,300	46,000	-	-	-
107鹿児島市	31,600	41,100	49,300	-	-	-